

令和 7 年 10 月 2 日

区内居宅訪問型保育事業

複数の保育に従事する者を雇用している事業者 各位

豊島区長 高際 みゆき
(公印省略)

**令和 7 年度認可外の居宅訪問型保育事業者に対する運営状況報告書の提出及び
集団指導の実施について（通知）**

日頃より、当区の保育行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

貴殿の実施する認可外の居宅訪問型保育事業について、運営状況報告書の提出と集団指導の受講について下記のとおり通知いたします。

記

【1】 運営状況報告書の提出について

1 報告の対象

届出済みの認可外の居宅訪問型保育事業者（複数の保育に従事する者を雇用しているもの）

2 運営状況報告書の報告について

以下 URL より、運営状況報告（別記第 4 号様式の 2 ①）や記入例をダウンロードしてご活用ください。報告に当たっては、「**報告の手引き（居宅訪問型保育事業）**」をご確認ください。

【区ホームページ】 <https://www.city.toshima.lg.jp/530/2211241640.html>

ホーム > 子育て・教育 > 保育 > 保育運営事業者の方へ > 認可外保育施設等の各種届出・報告・確認申請・立ち入り調査等について（設置者用） > 認可外保育施設における運営状況報告・事故報告・長期滞在児の報告について



3 基準日と提出期日

基準日：令和 7 年 10 月 1 日（水） / 提出期日：令和 7 年 11 月 14 日（金）

※休業日等のため当該基準日に運営しなかった場合は、直後に運営した日を基準日としてください。

4 報告方法

電子での報告を原則とし、難しい場合のみ書面報告を可とします。

【電子報告の場合】 下記 Logo フォームにて提出してください。

<https://logoform.jp/form/gXWR/1223788>

提出資料については、「運営状況報告書及び集団指導添付書類提出フォーム」より提出してください。

<https://logoform.jp/form/gXWR/1249663>

【書面報告の場合】「報告の手引き」に記載している送付先までご郵送ください。

5 根拠法令

児童福祉法第 59 条第 1 項及び第 59 条の 2 の 5 並びに豊島区認可外保育施設に対する指導監督等要綱第 7 条

【2】 集団指導の受講について

1 集団指導の対象

認可外の居宅訪問型保育事業者（複数の保育に従事する者を雇用しているもの）

2 集団指導の受講方法

①下記ホームページに掲載されている動画を視聴。

【区ホームページ】

<https://www.city.toshima.lg.jp/548/kosodate/kosodate/hoikuen/2506171720.html>

ホーム > 子育て・教育 > 保育 > 保育施設に関すること > 保育施設の指導検査・監督に関すること > 保育施設に対する集団指導について



②下記 Logo フォームより「効果測定」に回答。

<https://logoform.jp/form/gXWR/1249324>

※すべての設問に回答し、フォームを送信いただくと、最後に正答率を確認できます。

設問の解答については、結果通知と合わせて送付いたします。

③下記 Logo フォームの「運営状況報告書及び集団指導添付書類提出フォーム」に提出書類を提出。

<https://logoform.jp/form/gXWR/1249663>

※提出書類の詳細は【別紙】提出書類一覧をご覧ください。

3 集団指導受講期間

令和 7 年 10 月 10 日（金曜日）～令和 7 年 11 月 14 日（金曜日）

※11 月 14 日（金曜日）までに上記①～③をすべて終了させてください。

4 根拠法令

児童福祉法第 59 条第 1 項

【3】 問合せ及び提出先

住所（共通）：〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階

メールアドレス（共通）：A0020000@city.toshima.lg.jp

（1） 運営状況報告書に関すること

豊島区子ども家庭部保育課 特別保育・認可外保育グループ

電話番号：03-4566-2496

（2） 集団指導に関すること

豊島区子ども家庭部保育課 指導検査グループ

電話番号：03-4566-2499

【別紙】提出書類一覧

●提出書類は以下の通りです。なお、必要に応じて別途書類の提出を求める場合がございます。

①	有資格者（保育士・看護師・（公社）全国保育サービス協会の認定ベビーシッター）である場合は、資格が確認できる書類の写し
②	上記①の資格がない方で、 下記※① 研修修了者は、研修の修了証書の写し
③	上記①の資格がない方で、 下記※①以外 の研修を受けた方は、直近の研修受講状況がわかる書類（受講証の写し等）
④	上記①の資格がない方で、 下記※① の研修のいずれも修了していない者（採用１年以内）がいる場合、その者の氏名、採用年月日、 下記※① の研修の受講予定がわかるもの
⑤	下記※① 以外の保育に従事する者の質向上に関する研修計画の写し（公的な研修でなくても可）
⑥	下記※① 以外の保育に従事する者の質向上に関する研修について、職員に対し、受講の機会を与えていることがわかる資料の写し（研修実施記録、受講案内等）（公的な研修でなくても可）
	※① ・居宅訪問型保育研修（基礎研修） ・（公社）全国保育サービス協会のベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修 ・児童福祉法第 18 条の 6 第 1 号に規定する指定保育士養成施設が実施する（公社）全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修 ・認可外の居宅訪問型保育基礎研修 ・子育て支援員研修（地域保育コースに限る） ・家庭的保育者研修（基礎研修） ・家庭的保育者研修（認定研修）
⑦	職員に対し、救命講習（実技講習を伴うもの）受講の機会を与えていることがわかる資料の写し
⑧	事故にかかる保険会社との保険契約書類の写し（加入している場合のみ）
⑨	パンフレットや料金表等施設の運営状況を把握する上で参考となる資料（作成している場合のみ）
⑩	施設及びサービスに関する内容を提示した書類 ※②
⑪	サービス利用者に対する契約内容がわかる書類 ※③
	※②③ 区ホームページより「提供する保育内容の提示」及び「契約時の書面等の交付」をご参照ください。 【認可外保育施設保育内容の提示等について（居宅訪問型保育事業者）】 https://www.city.toshima.lg.jp/548/kosodate/kosodate/hoikuen/chiikigata/2212161826.html

⑫	以下の事項を定めた業務マニュアルの写し（(1)～(5)のすべてを提出してください。） (1)災害発生時における対処方法等 評価基準 3、4 (2)保育内容 評価基準 5 ・子どもの発達の特徴や発達過程等 ・乳幼児への養護的な関わり ・子どもの遊び ・保育の実施に関して留意すべき事項 ・保育に当たっての基本姿勢 (3)感染症への対応 評価基準 7-(3) (4)乳幼児突然死症候群に対する注意 評価基準 7-(4) (5)安全確保 評価基準 7-(5) 評価基準については、区ホームページより「別表第2－3 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。）の評価基準」をご参照ください。 https://www.city.toshima.lg.jp/548/kosodate/kosodate/hoikuen/chiikigata/2212161826.html
---	--

●上記書類の提出先

下記 Logo フォームに提出してください。

<https://logoform.jp/form/gXWR/1249663>